

四日市市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第10号

四日市市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

四日市市職員の育児休業等に関する規則（平成4年四日市市規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（条例第2条の4第2号の規則で定める場合）</u></p> <p><u>第2条の4 前条の規定は、条例第2条の4第2号の規則で定める場合について準用する。この場合において、同条中「1歳に達する日」とあるのは「1歳6か月に達する日」と、「1歳到達日」とあるのは「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（育児休業の承認の請求手続）</p> <p>第3条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により、育児休業を始めるようとする日の1月（<u>条例第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4の規定に該当する場合</u>）にあつては、2週間前までに行うものとする。ただし、非常勤職員が条例第3条第8号に掲げる事情に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>2及び3 （略）</p> <p><u>（条例第8条の規則で定める日）</u></p> <p><u>第8条の2 条例第8条の規則で定める日は、四日市市職員の初任給、昇格、昇</u></p>	<p>（育児休業の承認の請求手続）</p> <p>第3条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により、育児休業を始めるようとする日の1月（<u>条例第2条の3第3号に掲げる場合</u>）にあつては、2週間前までに行うものとする。ただし、非常勤職員が条例第3条第8号に掲げる事情に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>2及び3 （略）</p>

給等の基準に関する規則(昭和62年四
日市市規則第11号)第25条に規定す
る昇給日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務部人事課)